

## 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づく届出

### 事後届出制

届出者	土地売買等の契約を締結した買主						
届出時期	契約を締結した日から 2 週間以内						
届出対象面積	<table><tr><td>・市街化区域</td><td>2, 000 m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>・市街化区域を除く都市計画区域</td><td>5, 000 m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>・都市計画区域以外の区域</td><td>10, 000 m<sup>2</sup>以上</td></tr></table>	・市街化区域	2, 000 m <sup>2</sup> 以上	・市街化区域を除く都市計画区域	5, 000 m <sup>2</sup> 以上	・都市計画区域以外の区域	10, 000 m <sup>2</sup> 以上
・市街化区域	2, 000 m <sup>2</sup> 以上						
・市街化区域を除く都市計画区域	5, 000 m <sup>2</sup> 以上						
・都市計画区域以外の区域	10, 000 m <sup>2</sup> 以上						
提出書類	◎土地売買等届出書（事後用） （添付書類） ① 5 万分の 1 以上の位置図 ② 5 千分の 1 以上の付近見取図 ③ 土地の形状が明らかになる公図の写し等の図面 ④ 土地売買等に係る契約書の写し						
提出部数	届出書、添付書類とも 3 部（正本 1 部、副本 2 部）						
その他	市街化区域で 5, 000 m <sup>2</sup> 以上の土地取引をする場合には、売買契約の <b>3 週間前</b> までに公法上の届出が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課か、鈴鹿市都市計画課までお問い合わせください。						

#### 【事務担当】

三重県 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 水資源・土地利用班

TEL 059-224-2010

鈴鹿市 都市整備部 都市計画課 開発指導グループ

TEL 059-382-9074